

(41) 可住地面積割合

54.4%
(総面積当たり)

指標の説明

「可住地面積割合」とは、総面積に対する可住地面積の割合で、土地利用に係る指標として用いられる。

可住地面積：総面積から林野面積及び主要湖沼面積（面積1km²以上の湖沼）を差し引いて算出される。

指標の算出根拠 基礎データの資料

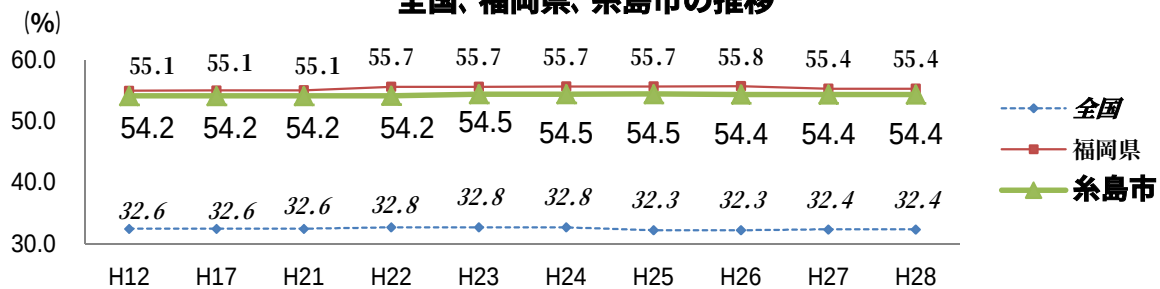
可住地面積割合（総面積当たり）＝可住地面積÷総面積

【可住地面積：11,744ha、総面積：21,570ha（平成28年・糸島市）】

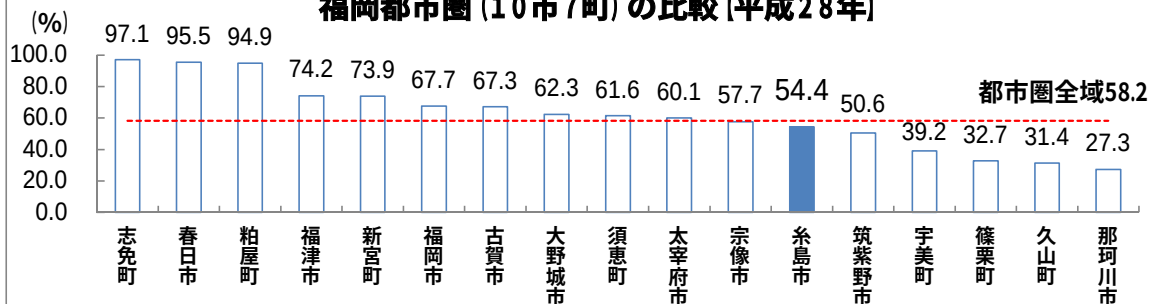
※全国の総面積は、北方四島及び竹島を含んで算出。

資料：国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏（10市7町）の比較 [平成28年]



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成28年の糸島市の可住地面積割合（総面積当たり）は、54.4%。平成12年以降で見るとほぼ横ばいとなっている。

また、全国の32.4%と比べ22.0ポイント高く、福岡県の55.4%と比べ1.0ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

※福岡都市圏全域の可住地面積割合（総面積当たり）は58.2%

※福岡都市圏10市7町の可住地面積割合（総面積当たり）の単純平均は61.6%

(42) 都市計画道路整備率 66.5%

指標の説明

「都市計画道路整備率」とは、計画延長に対する改良済延長及び概成済延長の割合で、都市計画の指標として用いられる。

改良済道路は、道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長及び事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長の合計をいう。また、概成済道路は、改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長をいう。

指標の算出根拠 基礎データの資料

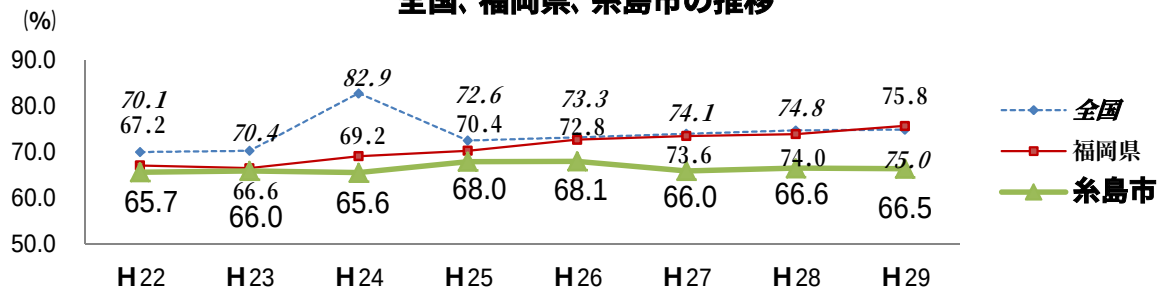
都市計画道路整備率＝（改良済延長＋概成済延長）／計画延長

【改良済延長：29.3km、概成済延長：24.0km、計画延長：80.1km
（平成29年3月31日現在・糸島市）】

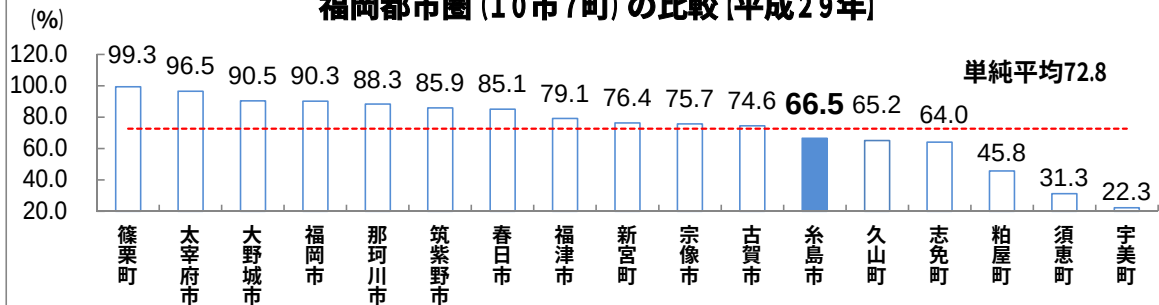
資料：国土交通省「都市計画年報」

糸島市都市計画課「都市計画道路整備現況調査」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏（10市7町）の比較 [平成29年]



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成29年の糸島市の都市計画道路整備率は、66.5%。平成22年以降でみると、7年間で0.8ポイント増加している。

また、全国の75.0%と比べ8.5ポイント、福岡県の75.8%と比べ9.3ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

※福岡都市圏全域の都市計画道路整備率は82.5%

※福岡都市圏10市7町の都市計画道路整備率の単純平均は72.8%

(43) 都市公園等面積

5.11m²

(都市計画区域人口一人当たり)

指標の説明

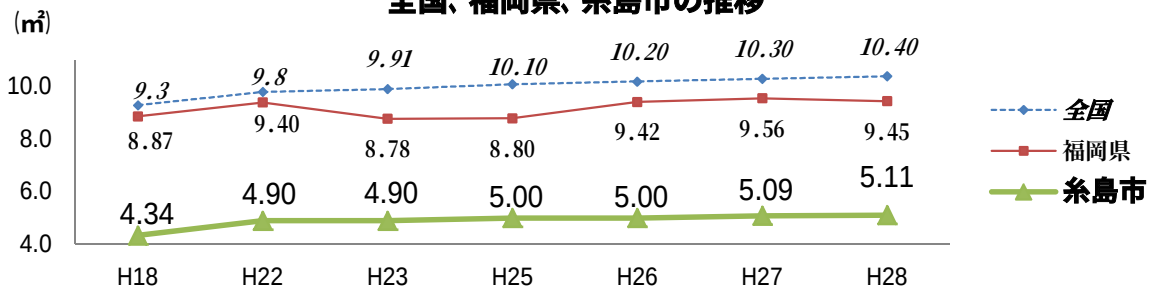
「都市公園等面積」とは、都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園や緑地、都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）の面積のことで、公園や緑地の整備や維持管理に係る都市行政の指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

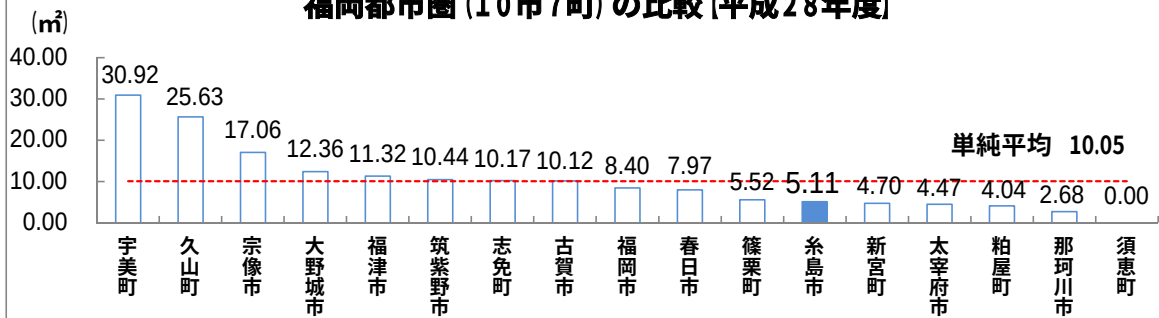
都市公園等面積（人口一人当たり）＝都市公園等総面積÷人口総数
【総面積：50.62ha、人口総数：99千人（都市計画区域人口）
（平成28年度・糸島市）】

資料：国土交通省都市局、福岡県公園街路課「都市公園等整備現況調査」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏（10市7町）の比較 [平成28年度]



統計データ (グラフ) から見る市の動向

平成28年度の糸島市の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)は、5.11m²。平成18年度から10年間で0.77m²増加している。
また、全国の10.40m²と比べ5.29m²、福岡県の9.45m²と比べ4.34m²少ない。
福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に少ない。

※福岡都市圏全域の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)は 8.86m²

※福岡都市圏10市7町の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)の単純平均は10.05m²

(44) 水道普及率 77.9%

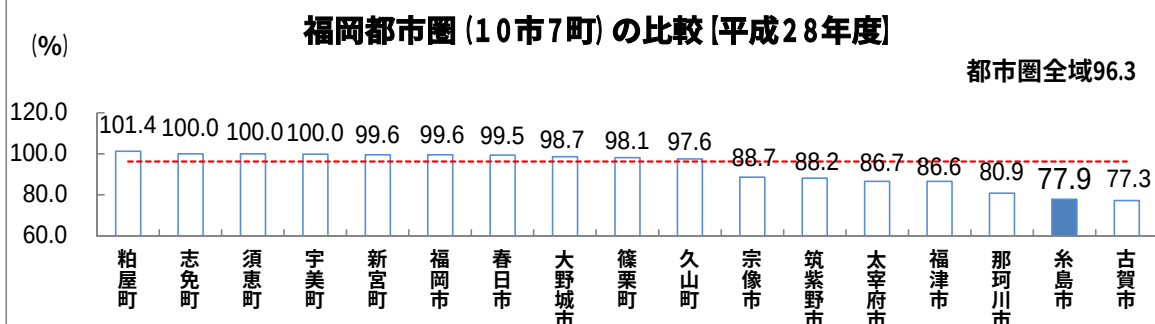
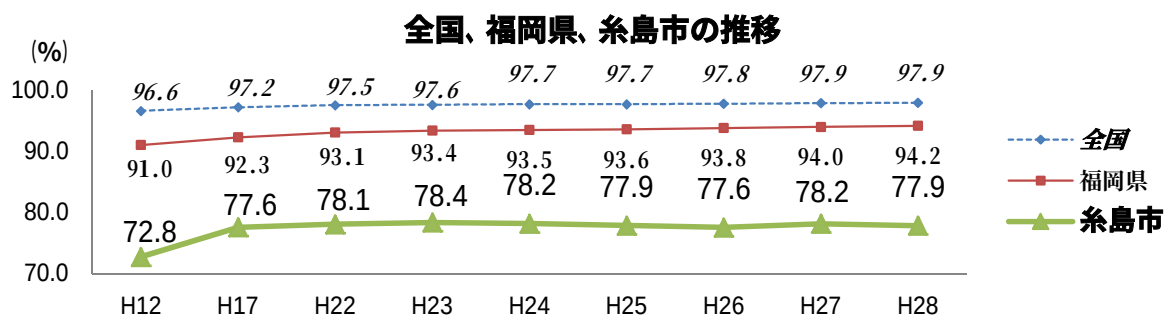
指標の説明

「水道普及率」とは、人口総数に対する給水人口総数（上水道、簡易水道及び専用水道による給水人口の総数）の割合で、水道施設整備や上水道事業など、水道行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

水道普及率＝給水人口総数（上水道＋簡易水道＋専用水道）÷人口総数
【給水人口総数：75,207人、人口総数：96,577人
（平成28年度・糸島市）】

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」
福岡県水資源対策課「福岡県の水道」



統計データ (グラフ) から見る市の動向

平成28年度の糸島市の水道普及率は、77.9%。平成17年度以降はほぼ横ばいで推移している。平成12年度から16年間で5.1ポイント増加している。
また、全国の97.9%と比べ20.0ポイント、福岡県の94.2%と比べ16.3ポイント低い。
福岡都市圏内では、全17市町のうち2番目に低い。

- ※福岡都市圏全域の水道普及率は96.3%
- ※福岡都市圏10市7町の水道普及率の単純平均は93.0%

(45) 汚水処理人口普及率 87.8%

指標の説明

「汚水処理人口普及率」とは、人口総数に対する汚水処理人口の割合で、生活排水処理施設がどの程度普及しているかなど、下水道行政に係る指標として用いられる。

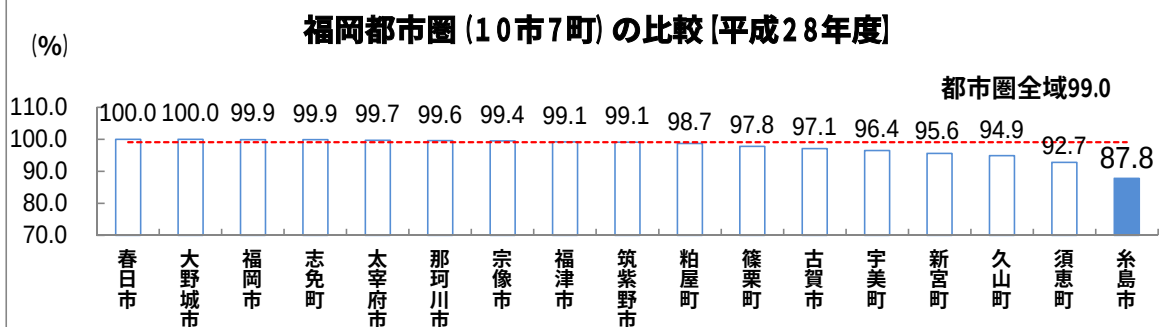
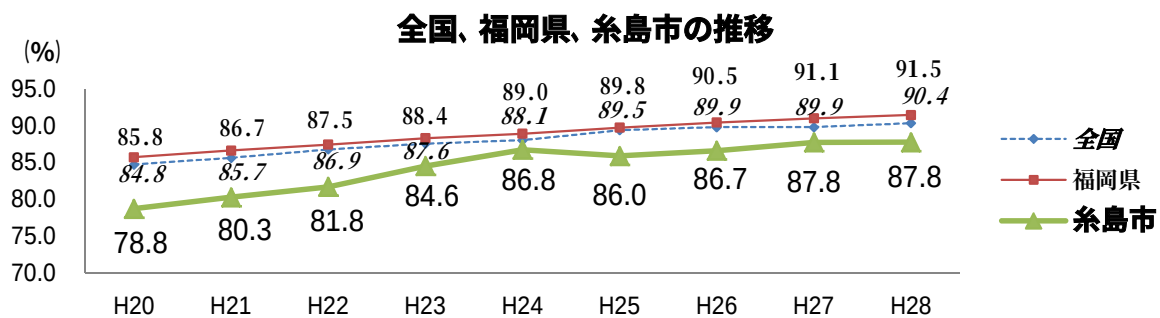
汚水処理人口：公共下水道、農業集落排水施設等、合併浄化槽、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の整備人口。

指標の算出根拠 基礎データの資料

汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷人口総数

【汚水処理人口：87,945人、人口総数：100,131人
（平成28年度・糸島市）】

資料：農林水産省・国土交通省・環境省「汚水処理人口普及状況」
福岡県下水道課「福岡県の下水道」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成28年度の糸島市の汚水処理人口普及率は、87.8%。平成20年度からの8年間で9.0ポイント増加している。

また、全国の90.4%と比べ2.6ポイント、福岡県の91.5%と比べ3.7ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち最も低い。

※福岡都市圏全域の汚水処理人口普及率は99.0%

※福岡都市圏10市7町の汚水処理人口普及率の単純平均は97.5%

(46) 建物火災出火件数

17.6件

(人口10万人当たり)

指標の説明

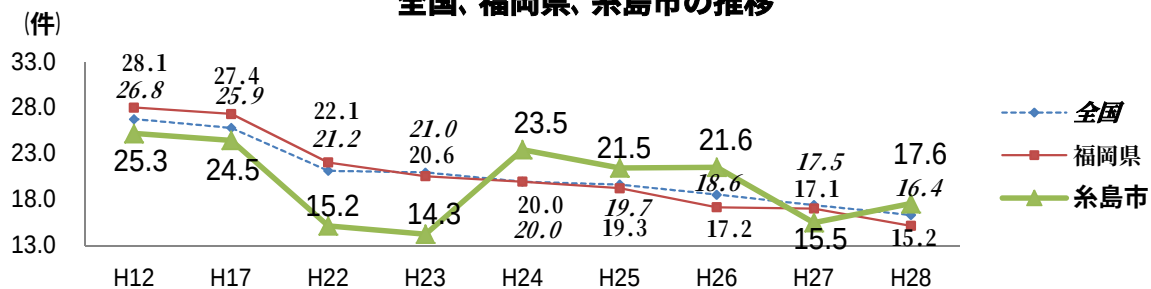
「建物火災出火件数」とは、建物またはその収容物が焼損した火災件数。全国的にも全火災の約6割を占めるため、防災活動の推進や防災計画の策定など、消防行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

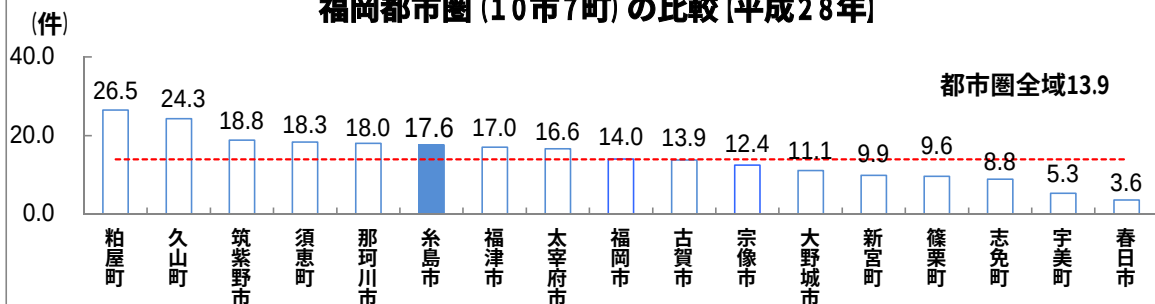
建物火災出火件数（人口10万人当たり）＝出火件数÷人口総数×100,000
【出火件数：17件、人口総数：96,475人（平成28年・糸島市）】

資料：総務省消防庁・福岡県消防防災課「消防白書・消防年報」
総務省統計局「人口推計」
福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏（10市7町）の比較 [平成28年]



統計データ（グラフ） から見る市の動向

平成28年の糸島市の建物火災出火件数（人口10万人当たり）は、17.6件。件数は年度により差はあるものの、平成12年から16年間で7.7件減少している。

また、全国の16.4件と比べ1.2件、福岡県の15.2件と比べ2.4件多い。福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に多い。

※福岡都市圏全域の建物火災出火件数（人口10万人当たり）は13.9件
※福岡都市圏10市7町の建物火災出火件数（人口10万人当たり）の単純平均は13.9件

(47) 交通事故発生件数

518件
(人口10万人当たり)

指標の説明

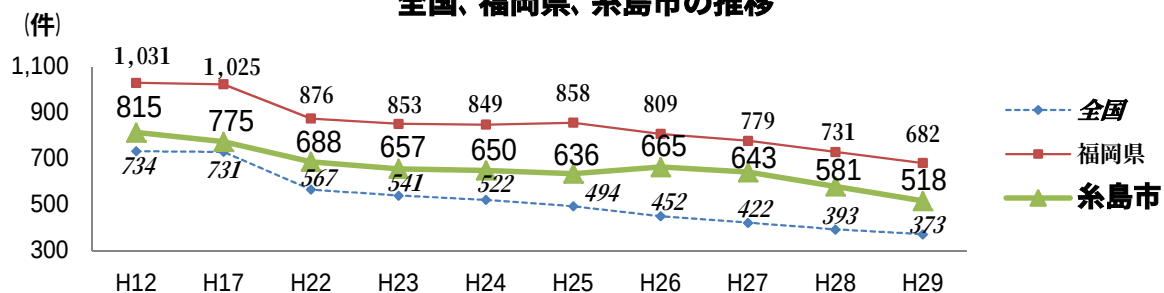
「交通事故発生件数」とは、道路交通法に規定されている道路において、車両（軽車両を含む）、路面電車及び列車の交通による人の死亡や負傷を伴う事故の件数で、地域の交通安全や飲酒運転の撲滅など、交通行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

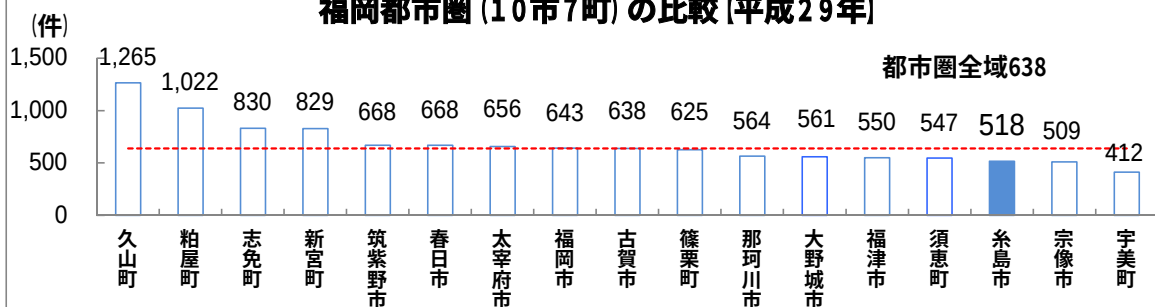
交通事故発生件数（人口10万人当たり）＝発生件数÷人口総数×100,000
【発生件数：502件、人口総数：97,000人（平成29年・糸島市）】

資料：警察庁交通局・福岡県警察本部「交通統計・交通年鑑」
総務省統計局「人口推計」「国勢調査報告」
福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏（10市7町）の比較 [平成29年]



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成29年の糸島市の交通事故発生件数(人口10万人当たり)は、518件。平成12年以降でみると減少傾向にあり、17年間で297件減少している。また、全国の373件と比べ145件多く、福岡県の682件と比べ164件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち3番目に少ない。

※福岡都市圏全域の交通事故発生件数(人口10万人当たり)は638件
※福岡都市圏10市7町の交通事故発生件数(人口10万人当たり)の単純平均は677件

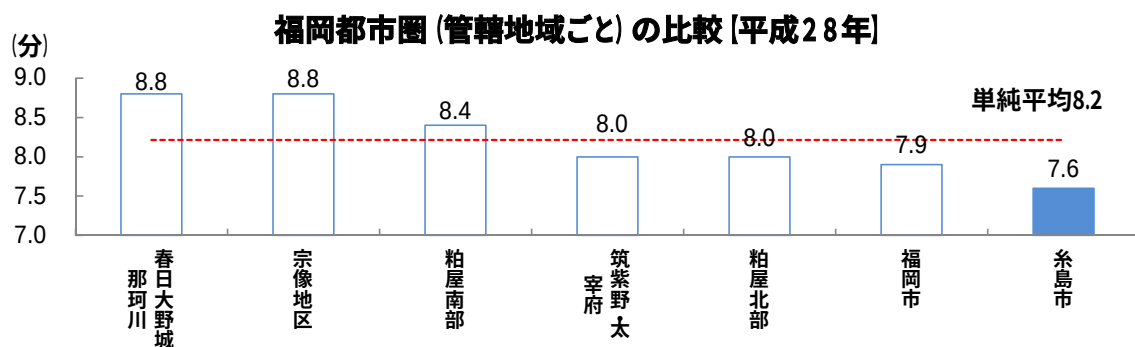
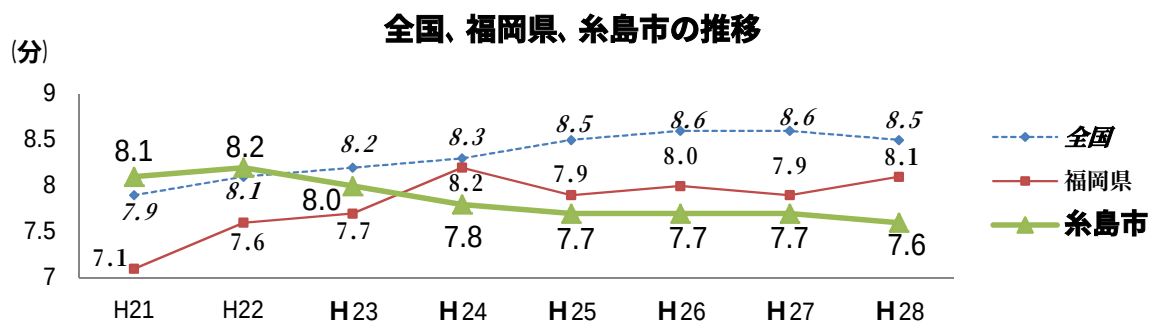
(48) 救急車の現場到着平均所要時間 7.6分

指標の説明

「救急車の現場到着平均所要時間」とは、覚知（119番通報）から現場到着までの所要時間の平均時間で、救急及び救助に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

救急車の現場到着平均所要時間＝覚知時刻（入電時刻又は指令時刻）から現場到着時刻までに要した時間の合計
÷ 救急車の出動回数
(平成28年・糸島市)



統計データ (グラフ) から見る市の動向

平成28年の糸島市の救急車の現場到着平均所要時間は、7.6分。
平成21年からの7年間で0.5分短縮している。
また、全国の8.5分と比べ0.9分、福岡県の8.1分と比べ0.5分短い。
福岡都市圏内では、全7管轄地域のうち最も短い。

※福岡都市圏10市7町の救急車の現場到着平均所要時間の単純平均は8.2分

(49) 刑法犯認知件数

4.9件

(人口千人当たり)

指標の説明

「刑法犯認知件数」とは、刑法犯についての被害の届出、告訴、告発などにより、その発生を警察において認知した件数で、治安を図る指標として用いられる。

刑法犯：ここでは、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪を除き、殺人・強盗・暴行・傷害・窃盗・詐欺などを包括したものをいう。

指標の算出根拠 基礎データの資料

刑法犯認知件数（人口千人当たり）＝認知件数÷人口総数×1,000

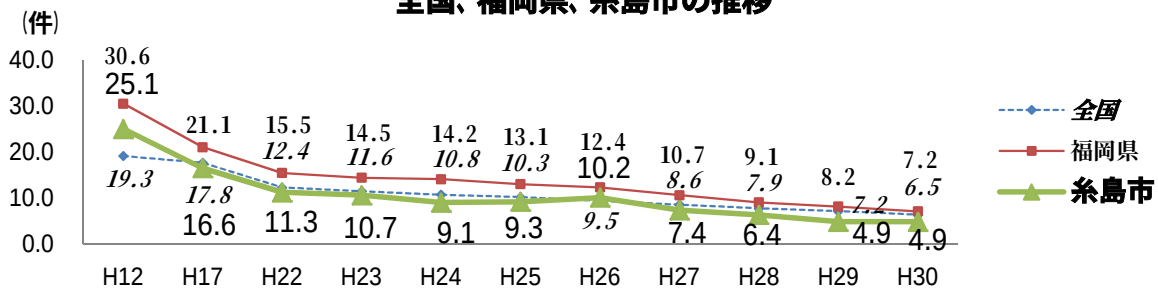
【発生件数：484件、人口総数：98,032人（平成30年・糸島市）】

※国外及び発生地不明は除く。

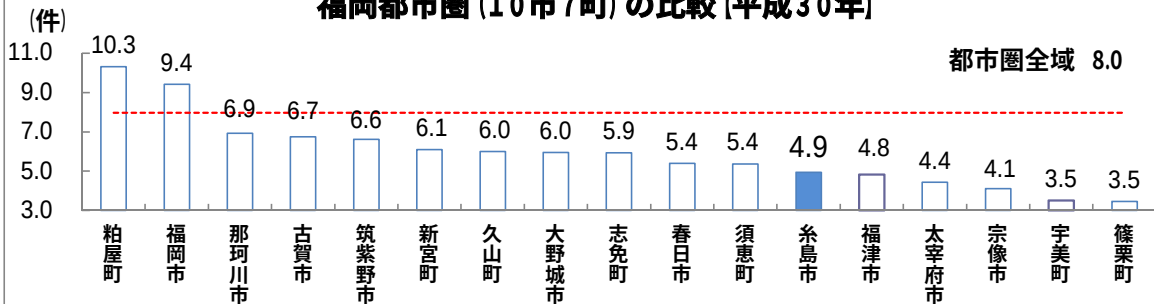
※平成12年、平成17年、平成22年、平成27年の人口総数は国勢調査人口。また、最新の全国、県及び市町の人口総数は、平成30年12月1日現在の推計値。

資料：警察庁刑事局・福岡県警察本部「犯罪統計」
総務省統計局「人口推計」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏（10市7町）の比較 [平成30年]



統計データ（グラフ） から見る市の動向

平成30年の糸島市の刑法犯認知件数（人口千人当たり）は、4.9件。平成12年以降でみると減少傾向にあり、18年間で20.2件減少している。

また、全国の6.5件と比べ1.6件、福岡県の7.2件と比べ2.3件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に少ない。

※福岡都市圏全域の刑法犯認知件数（人口千人当たり）は8.0件

※福岡都市圏10市7町の刑法犯認知件数（人口千人当たり）の単純平均は5.9件